

雨水利用自治体担当者連絡会

設 立 趣 旨

本年も、渇水や水不足の話題が新聞紙上をにぎわせています。また、昨年の阪神大震災では、災害時における水の重要性が大きくクローズアップされました。

このような中で、水資源対策、洪水対策、防災対策としての雨水利用の有効性が注目を集めるようになってきました。全国的に見ても、最近、雨水利用を取り入れた施設がかなり建設されています。自治体でも、施設を建設する際に雨水利用設備を設置したり、民間の雨水利用に対して助成を行う等雨水利用に積極的に取り組むところが増えていきます。

世界に目を転じて、近年は都市への人口集中によって生じる水不足の解消や、都市型洪水の防止など、雨水利用が都市の水問題を解決する方策として注目されています。21世紀には世界の人口の60%近くが都市に集中すると言われており、今後雨水利用は地球規模でもますます注目を集めるものと予想されます。

このような中、雨水利用に関する情報交換、政策交流を自治体レベルで行おうと、本年3月14日に雨水利用に取り組む29の自治体が一同に会しました。その中で、このような連絡会をぜひ今後も全国規模で続けていこうということになりました。そして、6月には全国の自治体に呼びかけを行い、本日、雨水利用自治体担当者連絡会設立の運びとなりました。

今後、雨水利用自治体担当者連絡会の運営をとおして、自治体間の情報交換を蜜に行い、雨水利用をより一層推進し、少しでも日本さらには世界の水問題解決に貢献できればと思います。

平成8年7月15日

雨水利用自治体担当者連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、雨水利用自治体担当者連絡会（以下「連絡会」）という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は、雨水利用を推進し、渇水、洪水及び防災の対策に資するとともに地域水循環の再生等地域環境の改善を図り、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

2 連絡会は、前項の目的を達成するため、自治体相互間の情報交換及び政策交流を行い世界中の自治体とのネットワークづくり及び市民との連携を図る。

(会 員)

第3条 連絡会の会員は、自治体の雨水利用主管課長とする。なお、連絡会の入会及び退会は事務局への届出による。

(事 業)

第4条 連絡会は、次の事業を行う。

- 一 会議の開催
- 二 ネットワーク化事業
- 三 啓発・交流イベントの開催及び参加
- 四 その他雨水利用の推進に寄与する事業

(役 員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- 一 代表幹事 1人
- 二 幹 事 数人

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、会員の互選とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 代表幹事は、連絡会を代表し、会務を総括する。
- 二 幹事は、代表幹事を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、定期会議の開催後から次回の定期会議において役員が互選されるまでとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は定期会議及び臨時会議とし、代表幹事が召集する。

- 2 定期会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、インターネット等を活用して行なうことができる。

(事務局)

第10条 代表幹事の属する自治体に連絡会の事務局を置く。

(経費)

第11条 会議の開催に必要な経費は、会議を開催する自治体が負担する。

- 2 事務局の運営に必要な経費は、代表幹事の属する自治体が負担する。
- 3 第4条に掲げる事業（会議の開催を除く。）の実施に必要な経費は、会議で定める。

(その他)

第12条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は別に会議で定める。

付 則

この規約は、平成8年7月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年3月1日から施行する。

「雨水利用自治体担当者連絡会」Q & A

○設立の経緯

雨水利用の目的は渇水対策・洪水対策・防災対策及び環境対策など様々な役割を持っており、その力点をどこに置くかは自治体によって様々です。平成8年3月に雨水利用に取り組む29の自治体が集まり、情報交換会が行われたのを契機に平成8年7月に当会が発足しました。

○活動内容の実績

①毎年1回の定期総会の開催

雨水利用に関する先進事例等の吸収と情報交換を兼ね、例年8月上旬に総会を開催しています。平成17年度は、墨田区で開催した「雨水東京国際会議」の自治体セッションの中で、ドイツと韓国における雨水利用の先進事例を学びました。

②雨水利用相談マニュアルの作成

雨水利用の普及を図るため、平成17年度に雨水利用相談マニュアルを作成しました。

作成にあたっては連絡会の意見を集約し、「住民向けの相談マニュアル」「新築ビルへの導入マニュアル」「不要浄化槽の雨水貯留施設転用マニュアル」の3つを作成し、「雨水東京国際会議」の自治体セッションにおいてその成果を発表しました。

③実態調査の実施

平成15年3月に京都で開催された第三回世界水フォーラムにあわせ、連絡会のネットワークを活用し雨水の利用および浸透に関する実態調査を実施しました。

その結果、全国に7,718の雨水利用施設があり、また雨水タンクへの助成制度を持つ自治体が36、地下浸透装置への助成制度を持つ自治体が14あることが分かりました。この成果は世界水フォーラムの雨水利用のセッションにおいて発表しました。

④地域会議の開催

平成9年8月には沖縄県で「97' 雨水フェア in 沖縄」を、平成12年8月には高松市で「雨水利用セミナー in 高松」を、それぞれ会員自治体の提案による地域会議を開催しました。

○入・退会の手続き

連絡会への入・退会は、事務局への届出によることとしています。また、連絡会への参加を容易にするため、会費等は徴収していません。

○会員の所属する主な部署

環境、水資源対策、下水道、建築、土木、都市計画等。

「雨水利用自治体担当者連絡会」

参 加 通 知

○ 連絡会へ参加します。

平成 年 月 日

自治体名	
主管課名	
課長名	
住 所	〒
T E L	
F A X	

※担当者がある場合、下記にご記入ください。

《係 名》 _____
《氏 名》 _____
《T E L》 _____
《F A X》 _____
《e-mail》 _____